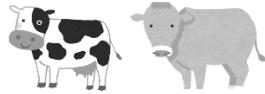


飼養衛生管理基準の改正のポイント(畜種ごと)

畜種ごとの飼養衛生管理基準（基準）改正のポイントは下記のとおりです。

【牛】



ここ数年、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生など鶏や豚での伝染病が目立っていますが、記憶から薄まりつつある口蹄疫もいつ海外から持ち込まれるか分かりません。牛農家においても、より一層の衛生管理の強化が求められています。

衛生管理区域の設定は、基準項目の中でも特に優先して取り組んでいただきたい項目ですが、牛農家では衛生管理区域の境界が不明瞭である場合が多くみられます。一言で衛生管理区域といっても①公道を跨いで農場がある場合②農場と同じ敷地内に住宅がある場合③家畜に直接接触する物品の保存場所（飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎等）が離れている場合④他農家と衛生管理区域が被る場合（共同の堆肥舎、放牧場、農場の出入り口など）等も区分しなければなりません。柵やロープなどで境界を明確にし、不用意に人を立ち入らせないようにしましょう。

次に、衛生管理区域に出入りする際の車両消毒の他、今回の改正では、牛農家においても衛生管理区域専用の衣服と靴（ブーツカバー）の着用、更に畜舎への出入り際には、靴（ブーツカバー）の交換または消毒と手指の消毒も必要になります。

牛農家は他の畜種に比べ獣医師や人工授精師、家畜商など複数の農場に立ち入る関係者が多く、これらの取り組みは一般的な病原体の侵入を防ぐことにも繋がります。具体的な方法について不明な点がございましたら当所へご相談ください。（瀬川）

【豚・イノシシ】



豚・イノシシでは他の畜種に先立ち、7月に基準が改正されていますが、平成30年9月以降の豚熱発生を受け、最も厳しい内容となっています。衛生管理区域に加え、畜舎ごとに専用の衣服・靴が必要です。

滋賀県は野生イノシシで豚熱感染が認められ、大臣指定地域（*）に指定されているため豚・イノシシの放牧はできません。衛生管理区域には野生イノシシ侵入防止のための防護柵を設置する必要があります。物理的防護柵、電柵など農場に合ったものを選択してください。物理的防護柵はイノシシが通りぬける隙間がなく、飛び越えられない高さが必要です。柵の周囲は草刈りや枝払いを定期的に行いましょう。特に電柵では漏電や断線に注意しましょう。

大臣指定地域で収穫された作物等を餌や敷料として利用する場合は生産地の状況確認の上、当所にご相談ください。

伝染病の侵入防止だけでなく、衛生的な管理により生産性を向上させるため、基準を役立てていただきたいと思います。（金谷）

【家きん】



家きんの基準で特に拡充された項目は、野鳥等の野生動物の侵入防止対策です。改正前より家きん舎、給餌・給水設備、飼料の保管場所に野生動物の侵入や野生動物の排せつ物の混入防止対策をすることとなっていました。改正後、たい肥舎、死体保管庫等にも防鳥ネット等を設置することが

追加されました。家きん舎への野生動物の侵入を阻止しても、たい肥舎が汚染されれば、日常作業中の行き来により家きん舎に病原体を持ち込む危険性が高くなってしまいます。この項目は令和3年10月まで猶予期間が設けられていますので期日までにネットの設置等をお願いいたします。

家きん舎ごとの靴の履き替えは改正前より引き継がれている項目ですが、県内の養鶏場で比較的遵守率が低く、注意が必要です。鳥インフルエンザのような致死率の高い疾病だけでなく、伝染性疾病全般の広がりを抑えるために効果的です。長靴の消毒に踏み込み消毒槽を設置されている方が多いですが、表面に付着した病原体の消毒には、消毒薬の中に3分間以上浸漬することが必要です。家きん舎間の病原体の伝播を防止するためには、家きん舎ごとに長靴等を設置し、使わない間はできるだけ消毒薬に浸漬しておくのが効果的です。(宮田)

【山羊・めん羊】



基準の項目は牛と同じですが、特にご注意ください。項目は下記のとおりです。

現在、豚以外の家畜に放牧の制限はありません。草刈りのため放牧されている山羊・めん羊には本来たっぷり草を食べてほしいのですが、口蹄疫の発生など放牧停止や制限が行われる場合に備え、すべての家畜を収容できる避難用畜舎や移動先などの準備をお願いします(令和3年10月まで)。

多くの人とふれあう観光牧場などでは来場者の立ち入り制限、専用の衣服・靴の着用、記録などは難しい場合があります。この場合、病原体の持ちこみ・持ち出し防止について規則を作成してください。内容は

①衛生管理区域の設定、②入場者への協力依頼、③入場車両の消毒、④入場者の消毒、⑤家畜の健康観察、⑥異常確認時の通報ルールの作成等が含まれていることが必要です。この規則は家畜防疫員が適切なものであることを確認する必要がありますので、詳細は当所までご相談ください。(金谷)

【馬】



馬は口蹄疫のような広く伝染する病気がなく、衛生管理区域内の愛玩動物飼養などが緩和されていますが、繁殖・競技のため国内外の移動が多く注意が必要です。導入元の伝染病発生状況や導入馬の健康状態を確認し、異常がないことを確認するまでの間、他の馬との直接接触を避けましょう。

過去1週間以内に海外から入国した方は管理区域内に立ち入らないよう、過去2か月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。やむをえず立ち入るまたは持ち込む場合は、十分な洗浄・消毒等をお願いします。(根本)

(*) 大臣指定地域とは

口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱等家畜伝染病に感染した野生動物が確認されるなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているとして農林水産大臣が指定する地域。指定地域に立ち入った人の農場立入制限や作物の利用制限などの追加措置が加えられます。